

## 認知症介護研究・研修東京センター研修実施要項 (認知症介護指導者養成研修)

### (目 的)

第 1 条 社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、研修を実施するとともに、介護保険施設・事業者等における認知症介護の質の向上、及び地域資源の連携体制構築の推進等に必要な能力を身につけ、認知症者に対する地域全体の介護サービスの充実を図ることを目的とする。

### (研修対象者)

第 2 条 センターは都道府県・指定都市又は介護保険事業者（以下「都道府県等」という。）の委託を受け、研修を実施する。

2 研修対象者は、以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業者等以下「都道府県等」という。）の長が適当と認め推薦した者に対し、認知症介護研究・研修東京センター以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とします。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
  - (ア) 介護保険施設・事業者等に従事している者。（過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む。）
  - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
  - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成 12 年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成 17 年 5 月 13 日老計発第 0513001 号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成 17 年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成 12 年通知に規定する専門課程又は平成 17 年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生省老人保健福祉局計画課長通知より）

- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

#### (センターの研修対象地域)

第 3 条 センターの研修対象地域は、別記のとおりとする。

#### (研修内容)

第 4 条 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術、地域ケアの推進方法の修得を目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

#### (研修期間)

第 5 条 研修期間は、原則として研修 1 回につき通算 9 週間とし、その内訳は次のとおりとする。

- ① センターにおける前期研修 土日含め 3 週間
- ② 職場における研修 土日含め 4 週間
- ③ センターにおける後期研修 土日含め 2 週間

#### (研修受講者数)

第 6 条 研修受講者数は、原則として研修 1 回につき 25 名とする。

#### (研修の実施施設)

第 7 条 原則として、講義及び演習はセンターにおいて、実習はセンター長が指定する実習施設において実施する。

#### (研修受講手続き)

第 8 条 研修の受講手続きは、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

#### (研修受講者の遵守事項)

第 9 条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

#### (研修の取り消し)

第 10 条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文

書により通知するとともに、その理由を付して研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

#### (研修の修了)

- 第11条 センター長は、研修の全てのカリキュラムを受講し、センターが行う修了  
考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、別紙様式  
の修了証書を交付する。
- 2 センター長は、当該修了証書の交付後、都道府県・指定都市の所管課を通  
じ推薦者に修了者を通知する。

#### (修了者の登録)

- 第12条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者として登録し、修  
了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

#### (研修費用)

- 第13条 研修に要する経費については、都道府県等が負担するものとし、その具体  
的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。
- 2 研修の受講を開始後、研修の取り消しを受けもしくは自己の都合等により、  
研修を修了出来ない場合においても、研修費用はいっさい返金しない。

附 則

#### (施行期日)

本要項は、平成22年1月25日から施行する。

- ・平成28年3月31日一部改正（厚生労働省 通知一部改正に伴う改正）

## 別 記

### センターの研修対象地域

#### 関東甲信越地域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、  
千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、新潟市

#### 九州地域

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、  
北九州市、福岡市、熊本市

別紙様式

	第	号		
修	了	証	書	
氏	名			
生年月日	昭和・平成	年	月	日
あなたは、厚生労働省の定める、平成 年度第 回認知症介護指導者 養成研修を修了したことを証します。				
平成	年	月	日	
認知症介護研究・研修東京センター長				
●●●●				